○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における法人文書の開示の実施方法 及び手数料に関する規程

平成15年10月1日 機構規程第66号

改正 平成17年 3月31日機構規程第87号 平成18年 3月17日機構規程第72号 令和4年10月13日機構規程第30号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第15条第1項及び第2項並びに第17条第1項から第3項の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)における法人文書の開示の実施の方法及び手数料を定めることにより、機構における情報公開の円滑な実施を図ることを目的とする。

(開示の実施の方法)

- 第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを 閲覧することとする。
 - (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次 項第1号イに定めるもの)
 - (2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの

- (4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)

次に掲げる方法(ロ及びハまでに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

- ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付
- (2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド

当該スライドを印画紙に印画したものの交付

- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第1項の規定に基づき定める方法は、 それぞれ当該各号に定める方法とする。
 - (1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。) 又は録音ディスク

次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項ロにおいて同じ。)に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格 C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項ロにおいて同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)
 - ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写した ものの交付
- (4) 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 前号イからハまでに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本産業規格 X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の7の 項チにおいて同じ。)に複写したものの交付
 - ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6103、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以 下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表 の7の項リにおいて同じ。)に複写したものの交付

- ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6141、若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の7の項ヌ において同じ。)に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の7の項ルにおいて 同じ。)に複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付 (手数料の額等)
- 第3条 法第17条第1項の規定に基づく手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書1件につき300円
 - (2) 開示実施手数料

開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるとき除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第12条の2の規定により行政機関の長又は法第12条の規定により他の独立行政法人等から移送された事案の開示の実施に係る手数料にあっては、移送元の行政機関の長又は他の独立行政法人等に納付された開示請求手数料に相当する額を減じた額とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
 - (1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、それぞれ開示請求書の提出又は法第15条第3項 若しくは第5項の規定による申出の際に現金、郵便為替証書又は銀行振込により納付しな ければならない。
- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写 しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しな ければならない。

(手数料の減免)

- 第4条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する 資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料 を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3 項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその 理由を記載した申請書を機構に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施 の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法 に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附則

(施行期日)

- この規程は、平成15年10月1日から施行する。 附 則(平成17年3月31日機構規程第87号)
- この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成18年3月17日機構規程第72号)
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月13日機構規程第30号)

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

別表(第2条関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2の項か		100枚までごとにつき100円
ら4の項まで又は8の項		1枚につき100円に12枚までご
 に該当するものを除く。)	画紙に印画したものの閲覧	とに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したもの	用紙1枚につき10円(A2判につ
	の交付	 いては40円、A1判については80
		円)
	ニ 複写機により用紙にカラー	用紙1枚につき20円(A2判につ
	で複写したものの交付	いては140円、A1判については
		180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印	1枚につき120円(縦203ミリメ
	画紙に印画したものの交付	ートル、横254ミリメートルの
		ものについては、520円)に12枚
		までごとに760円を加えた額
	へ スキャナにより読み取って	FD1枚につき50円に当該文書又
	できた電磁的記録をFDに複	は図面1枚ごとに10円を加えた
	写したものの交付	額
	ト スキャナにより読み取って	CD—R1枚につき100円に当該
	できた電磁的記録をCD—R	文書又は図面1枚ごとに10円を
	に複写したものの交付	加えた額
	チ スキャナにより読み取って	DVD—R1枚につき120円に当

		ズキを最受的割組をDUD D	
			該文書又は図面1枚ごとに10円
		に複写したものの交付	を加えた額
2	マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
		ロ 専用機器により映写したも	1巻につき290円
		のの閲覧	
		ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判につ
			いては140円、A2判については
			370円、A1判については690円)
3	写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲	1枚につき10円
		覧	
		ロ 印画紙に印画したものの交	1枚につき30円(縦203ミリメー
		付	トル、横254ミリメートルのも
			のについては430円)
4	スライド(9の項に該当	イ 専用機器により映写したも	1巻につき390円
	するものを除く。)	のの閲覧	
		ロ 印画紙に印画したものの交	1枚につき100円(縦203ミリメ
		付	ートル、横254ミリメートルの
			ものについては、1,300円)
5	録音テープ(9の項に該	イ 専用機器により再生したも	1巻につき290円
	当するものを除く。)又は	のの聴取	
	録音ディスク	ロ 録音カセットテープに複写	1巻につき430円
		したものの交付	
6	ビデオテープ又はビデ		1巻につき290円
	オディスク	のの視聴	
		ロ ビデオカセットテープに複	1巻につき580円
		写したものの交付	
7	電磁的記録(5の項、6の	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200
	項又は8の項に該当する		円
	ものを除く。)	ロ 専用機器により再生したも	1ファイルごとにつき410円
		のの閲覧又は視聴	

 ハ 用紙に出力したものの交付	 用紙1枚につき10円
(二に掲げる方法に該当する) 	
ものを除く。)	
ニ 用紙にカラーで出力したも	用紙1枚につき 20 円
のの交付	
ホ FDに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルご
	とに210円を加えた額
へ CD—Rに複写したものの	 1枚につき100円に1ファイルご
交付	とに210円を加えた額
ト DVD-Rに複写したものの	1枚につき120円に1ファイルこ
交付	とに210円を加えた額
チ 幅12.7ミリメートルのオー	1巻につき7,000円に1ファイル
プンリールテープに複写した	ごとに210円を加えた額
ものの交付	
リ 幅12.7ミリメートルの磁気	1巻につき800円(日本産業規格
テープカートリッジに複写し	X6135に適合するものについっ
たものの交付	は2,500円、国際規格14833、
	15895又は15307に適合するも
	のについてはそれぞれ8,600円
	10,500円又は12,900円)に1フェ
	イルごとに210円を加えた額
ヌ 幅8ミリメートルの磁気テ	1巻につき1,800円(日本産業規
ープカートリッジに複写した	格X6142に適合するものについ
ものの交付	ては2,600円、国際規格15757
	適合するものについては3,200
	円)に1ファイルごとに210円を
	加えた額
ル 幅3.81ミリメートルの磁気	1巻につき590円(日本産業規格
テープカートリッジに複写し	X6129、X6130又はX6137に通
たものの交付	合するものについてはそれぞれ
	800円、1,300円又は1,750円)に

1		1	1
			ファイルごとに210円を加えた
			額
8	映画フィルム	イ 専用機器により映写したも	1巻につき390円
		のの視聴	
		ロ ビデオカセットテープに複	6,800円(16ミリメートル映画フ
		写したものの交付	ィルムについては13,000円、35
			ミリメートル映画フィルムにつ
			いては10,100円)に記録時間10
			分までごとに2,750円(16ミリメ
			ートル映画フィルムについては
			3,200円、35ミリメートル映画フ
			ィルムについては2,650円)を加
			えた額
9	スライド及び録音テー	イ 専用機器により再生したも	1巻につき680円
	プ(第2条第5項に規定す	のの視聴	
	る場合におけるものに限	ロ ビデオカセットテープに複	5,200円(スライド20枚を越える
	る。)	写したものの交付	場合にあっては、5,200円にその
			越える枚数1枚につき110円を
			加えた額)

備考 1の項ハ若しくは二、2の項ハ又は7の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。